

2021年8月18日

栃木労働局長
藤浪 竜哉 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合会議
議長 久保田宏光

労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を28円引き上げ、882円とするとの答申は、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果とは思えません。

今年度、中央最低賃金審議会においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮したうえで、地域間格差への配慮の観点から、一律28円の引き上げを目安として答申しました。この目安に基づき、栃木地方最低賃金審議会は、過去最高となる28円の引き上げを答申しました。

私たちは意見書や意見陳述において「最低賃金は時給1500円を目指し、2021年度には1000円以上の最低賃金とすること」と主張しました。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきであると考えます。

(2) 理由について

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」には、『より早期に全国加重平均1000円とすることを目指す』とありますが、なぜ加重平均1000円なのかという根拠が示されていません。これに配慮した中央最低賃金審議会の「28円」引き上げの根拠も不明瞭です。根拠の不明瞭な目安をもとに議論するので、地方最低賃金審議会では目安金額をめぐる労使の団体交渉のような綱引きが行われ、厚労氏が一致した答申が出にくくなっています。審議委員の皆さんも、根拠が不明瞭なままの議論には苦勞されていたのではないかと思います。これは本来の審議会の在り方ではありません。

政府からの「時々の事情」による提示が行われる以前は、最低賃金法第9条2項に基づき、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮し」、特に賃金改定状況調査結果第4表を最も重要な資料として議論されてきました。これについて私たちは、關に類を見ない「事業の支払い能力」規定については批判してきましたが、生計費や賃金を対象にした最低賃金引き上げの議論は有効であったと考えます。その中で厚労氏一致した答申も出されてきました。

ただし、そのはじまりが、業者間協定による女性の中卒初任給であったため、日本の最低賃金は、世界から大きく取り残され、非正規雇用労働者が増える中で、実情に合わなくなってきました。「時々の事情」による改定ではなく、最低賃金の水準を見直す議論が必要でした。最低賃金の水準を見直すにあたっては、ILO131号条約や135号勧告に基づき、「労働者とその家族に必要な」最低賃金額ということで、ひとり親世帯の生活保護基準との比較が有効です。

最低賃金の水準を決める議論には時間が必要ですが、困窮する低賃金労働者の生活の安定のためには、現在の最低賃金を大幅に引き上げる必要があります。

今年度1000円の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会は今年度も非公開とされました。また、小委員会の議事要旨を異議申し出に間に合うよう公表することを要請しましたが、これも実現していません。金額審議において、どのような議論が行われたのか、また、私たちの意見書や意見

陳述は審議会の議論にどのように反映されたのか、全く分からないままです。

今年度栃木地方最低賃金を28円引き上げ882円とする答申ですが、これでは、最低賃金審議会は「憲法25条の番人」の役割を果たすことはできません。882円ではワーキングプアといわれる非正規労働者の生活改善には不十分です。栃木においては今年度、直ちに1000円に引き上げるべきです。

以上